

建物・工作物、広告物のデザイン・色

何のために制限するの？

- 色や形をそろえて魅力あるまち並みをつくれます。
- 大きすぎる看板・広告や刺激的な色を防ぎ、調和のとれたまち並みをつくれます。

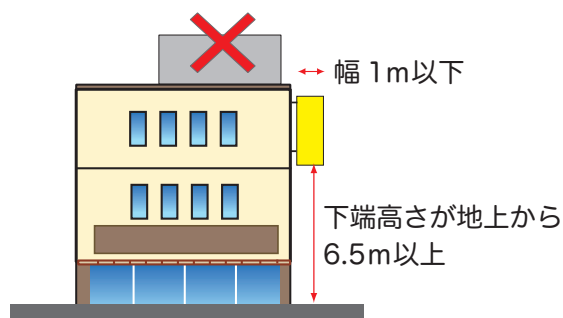
どうやって制限するの？

- まち並みを揃えるため、屋根の形などを規制します。
- 刺激的な色彩を用いないよう制限したり、周囲との調和がとれるように制限します。また、色の範囲を指定して制限することもできます。
- 広告物の位置や大きさ、使用できる色の範囲、照明装置を使わないなどの制限を定めます。

どんな内容を決めればいいのか？(事例)

□関内地区(中区)(景観計画)

屋上看板の設置の禁止やそで看板の大きさなどを定めています。



駐車場の出入口やゴミ置き場は、賑わいを誘導する街路に面する部分には設けないこととしています。



□ヒルズ南戸塚(戸塚区)(建築協定)

「屋根と外壁の色彩はアースカラーを基調とし、周囲の景観と調和したものとします」と定めています。

□荻田北二丁目まちづくり協定(青葉区)(地域まちづくりルール)

「道路境界線から2.5m以内の床面、よう壁、門扉の支壁の表面仕上げをレンガ及びレンガタイルとする」と定めています。



外壁の推奨色としては、マンセル値で「色相 10YR~5Y、明度 8.8以上、彩度 0.2~1.0」と定めています。

マンセル値とは、色彩の3属性である色相、明度、彩度をマンセル表記法によって示した値です。

